

第5 産業廃棄物処理施設

1 処理施設の設置

(1) 許可が必要な処理施設の種類の種類

図表66に掲げる産業廃棄物処理施設を新たに設置したり，当該施設の構造や規模の変更など法第15条の2の6に定める変更を行おうとする場合は，施設を設置（変更）しようとする地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。

図表 66 許可が必要な産業廃棄物処理施設の種類の種類（施行令第7条）

産業廃棄物の種類	処理施設の種類の種類	処理能力等
汚泥	1 脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	2 乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	3 天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの
	4 焼却施設（※）	5 m ³ /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積が2 m ² 以上のもの
廃油	5 油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
	6 焼却施設（※）	1 m ³ /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積が2 m ² 以上のもの
廃酸，廃アルカリ	7 中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
廃プラスチック類	8 破碎施設	5 t/日を超えるもの
	9 焼却施設（※）	100kg/日を超えるもの 火格子面積が2 m ² 以上のもの
木くず，がれき類	10 破碎施設（排出事業者が設置する移動式の施設を除く）	5 t/日を超えるもの
有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	11 コンクリート固型化施設	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	12 ばい焼施設	すべての施設
廃水銀等	13 硫化施設（※）	すべての施設
シアン化合物を含む汚泥，廃酸，廃アルカリ	14 分解施設	すべての施設
廃石綿等，石綿含有産業廃棄物	15 熔融施設（※）	すべての施設
廃PCB等，PCB汚染物，PCB処理物	16 焼却施設（※）	すべての施設
廃PCB等（PCB汚染物に塗布され，染み込み，付着し，又は封入されたPCBを含む。），PCB処理物	17 分解施設（※）	すべての施設
PCB汚染物，PCB処理物	18 洗浄施設，分離施設（※）	すべての施設
汚泥，廃油，廃プラスチック類，廃PCB等，PCB汚染物，PCB処理物以外のもの	19 焼却施設（※）	200kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
遮断型産業廃棄物	20 遮断型最終処分場（※）	すべての施設
安定型産業廃棄物	21 安定型最終処分場（※）	すべての施設
管理型産業廃棄物	22 管理型最終処分場（※）	すべての施設

※ これらの施設の設置許可申請を行う場合，告示・縦覧等が必要となります（P79）。

(2) 許可申請

産業廃棄物処理施設の設置許可申請に当たっては、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を実施し、その調査結果を記載した書類を申請書に添付しなければなりません。

(3) 告示・縦覧

都道府県知事（政令市は市長）は、焼却施設、最終処分場等の設置の許可申請があった場合には、当該施設の設置場所及びその内容の一部等を告示するとともに、申請書等を1月間公衆の縦覧に供することとされました（対象施設はP78図表66参照）。

また、処理施設の設置に関し生活環境保全の見地から関係市町村長の意見を聴くこととされるとともに、当該施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の翌日から後2週間以内に生活環境保全上の見地から意見書を提出することができます。

2 処理施設の設置許可基準

(1) 構造基準

産業廃棄物処理施設を設置する場合、当該施設が施行規則第12条及び第12条の2（最終処分場にあつては、最終処分基準省令）に定める構造基準に適合していることが必要です。

また、その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものでなければなりません。

(2) 申請者の能力に係る基準

申請者は、次に掲げる能力を有していなければなりません（施行規則第12条の2の3）。

- ① 当該施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ② 当該施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(3) 欠格要件

産業廃棄物処理施設の設置に係る欠格要件は、P70図表61を参照してください。

(4) 過度の集中の制限

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設の設置によって、当該地域に焼却施設が過度に集中することで、大気環境基準の確保が困難になると認められる場合は、設置の許可がされないことがあります（法第15条の2第2項）。

(5) 専門知識を有する者等の意見聴取

都道府県知事（政令市は市長）は許可に際して、次のとおり意見聴取を行うこととされています（法第15条の2第3項、第23条の3第1項）。

① 専門知識を有する者の意見聴取

当該施設の設置に関する計画が、技術上の基準に適合していること、及び当該施設の設置に関する計画と維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する専門的知識を有する者の意見を聴くこと。

② 道府県警察本部長の意見聴取

暴力団員等に係る欠格要件に該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。

3 処理施設の使用前検査

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「処理施設設置者」という。）は、当該処理施設を使用する前に都道府県知事（政令市は市長）の検査を受け、構造基準に適合したと認められなければ使用してはなりません（法第 15 条の 2 第 5 項）。

4 処理施設の定期検査

(1) 制度の創設

最終処分場等の廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は、定期的に都道府県知事の検査を受けなければなりません（法第 15 条の 2 の 2 第 1 項）。

(2) 対象となる産業廃棄物処理施設

定期検査の対象となる産業廃棄物処理施設は、次のとおりです。

① 産業廃棄物の焼却施設

② 廃水銀等の硫化施設

③ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

④ 廃 P C B 等若しくは P C B 処理物の分解施設又は P C B 汚染物若しくは P C B 処理物の洗浄施設若しくは分離施設

⑤ 産業廃棄物の最終処分場（いわゆる旧処分場、ミニ処分場は対象外）

※当該廃棄物処理施設には、休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場が含まれます。

(3) 定期検査事項

定期検査は、法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行われます（法第 15 条の 2 の 2 第 2 項）。

(4) 定期検査の頻度

定期検査は、施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内ごとに受けなければなりません（施行規則第12条の5の3）。

(5) 定期検査の申請

定期検査対象施設の設置者は、都道府県知事（政令市は市長）に定期検査の申請を行う必要があります（施行規則第12条の5の2）。定期検査を受けるべき期限（以下「受検期限」という。）の前に十分な時間的余裕をもって申請を行う必要があります。

受検期限内に定期検査を受検しないことは、違反行為に該当します。

5 変更許可

許可を受けた処理施設の次の事項を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、変更許可を受けなければなりません（法第15条の2の6）。

- ① 処理する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
- ② 処理施設の処理能力（最終処分場の場合は、埋立場所の面積及び埋立容量）
- ③ 処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 処理施設の維持管理に関する計画

6 届出等

(1) 廃止届及び軽微変更等届等

次の事項に該当する場合は、処理施設設置者は遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません（施行規則第12条の10の2）。

- ① 施設の軽微な変更(施行規則第 12 条の 8)があるとき
- ② 処理施設設置者の氏名又は名称(法人の場合は代表者の氏名を含む。)及び住所の変更
- ③ 焼却施設及びばい焼施設の場合は, 焼却灰等の処分方法の変更
- ④ 廃油の油水分離施設, 廃酸・廃アルカリの中和施設及び汚泥, 廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設の場合は, 汚泥等の処分方法の変更
- ⑤ 廃水銀等の硫化施設の場合は, 硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- ⑥ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の場合は, 熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- ⑦ 最終処分場の場合は, 埋立処分の計画及び災害防止のための計画の変更
- ⑧ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間並びにその方法に関する事項の変更
- ⑨ 着工予定年月日及び使用開始年月日の変更
- ⑩ 処理施設設置者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 法定代理人
 - イ 役員
 - ウ 発行株式の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 政令で定める使用人(欠格要件(P70図表61)の⑦の※印)
- ⑪ 処理施設を廃止若しくは休止又は再開したとき

(2) 埋立処分終了届

最終処分場の埋立処分が終了したときは, 処理施設設置者は終了した日から 30 日以内に都道府県知事(政令市は市長)に届け出なければなりません(施行規則第 12 条の 11)

(3) 最終処分場の廃止確認

最終処分場を廃止するときは, あらかじめ当該最終処分場の状況が最終処分基準省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事(政令市は市長)の確認を受けたときに限り, 廃止することができます(施行規則第 12 条の 11 の 2, 第 12 条の 11 の 4)。

(4) 欠格要件該当届

処理施設設置者は, 欠格要件(P70図表61中の②~⑦, ⑩~⑫(①に係るものを除く)に限る。)のいずれかに該当するに至ったときは, その旨を 2 週間以内に都道府県知事(政令市は市長)に届け出なければなりません(施行規則第 12 条の 11 の 3)。

(5) 処理施設の譲受け・借受け許可

許可を受けた処理施設を譲り受け, 又は借り受けようとする者は, 都道府県知事(政令市は市長)の許可を受けなければなりません(施行規則第 12 条の 11 の 12)。

(6) 設置法人の合併・分割の認可

処理施設設置者である法人の合併又は分割の場合, 当該合併又は分割について都道府県知事(政令市は市長)の認可を受けたときは, 合併又は分割後の法人が処理施設設置者の地位を承継

します（施行規則第 12 条の 11 の 13）。

(7) 相続届

処理施設の相続があった場合は、相続人は許可を受けた者の地位を承継したものとされ、相続の日から 30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第 12 条の 12）。

7 処理施設設置者の責務

(1) 技術管理者の設置

処理施設設置者は、当該処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません（法第 21 条第 1 項）。また、技術管理者は、維持管理基準に違反しないよう、処理施設を維持管理する他の職員を監督する責任があります（法第 21 条第 2 項）。

技術管理者の資格は図表67に掲げるとおりです。

図表 67 技術管理者の資格（施行規則第 17 条）

- ① 技術士法に規定する技術士（化学部門，水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- ② 技術士法に規定する技術士（①に該当する者を除く。） + 実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ。）1 年以上
- ③ 2 年以上法第 20 条第 1 項に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ④ 大学の理学，薬学，工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験 2 年以上
- ⑤ 大学の理学，薬学，工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験 3 年以上
- ⑥ 短大又は高専の理学，薬学，工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験 4 年以上
- ⑦ 短大又は高専の理学，薬学，工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験 5 年以上
- ⑧ 高校の土木科又は化学科の学科卒 + 実務経験 6 年以上
- ⑨ 高校卒で理学，工学又は農学の科目を履修 + 実務経験 7 年以上
- ⑩ 実務経験 10 年以上
- ⑪ ①～⑩と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（広島県では，次の講習会を修了した者を技術管理者とみなしています。）

ア 講習会の種類

産業廃棄物処理施設の種類の種類	受講コース
①破砕施設	破砕・リサイクル施設コース
②焼却施設	産業廃棄物焼却施設コース
③中間処理施設（①・②を除く。）	産業廃棄物中間処理施設コース（焼却，破砕を除く。）
④最終処分場	最終処分場コース

イ 講習会の実施機関

一般財団法人日本環境衛生センター URL <https://www.jesc.or.jp/>
 兵庫県以東 東日本支局研修事業部 TEL 044-288-4919
 岡山県以西 西日本支局総務・企画部 TEL 092-593-8226

(2) 維持管理基準の遵守

処理施設の使用に当たっては，施行規則第 12 条の 6 及び第 12 条の 7（最終処分場にあつては，

最終処分基準省令) に定める維持管理基準及び自ら定めた維持管理計画に従って行わなければなりません (法第 15 条の 2 の 3 第 1 項)。

(3) 維持管理状況の記録及び閲覧

焼却施設等については、放流水や排ガスにより地域の生活環境に影響を与える可能性があることから、処理施設の維持管理の透明性を確保し、信頼性の向上を図るため、図表68に掲げる項目の記録を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません (法第 15 条の 2 の 3 第 2 項)。

図表 68 維持管理状況の記録及び閲覧 (施行規則第 12 条の 7 の 2, 第 12 条の 7 の 3, 第 12 条の 7 の 4, 第 12 条の 7 の 5)

1 注意事項

- (1) 測定結果の得られた日又は点検を行った日を含む月の翌月の末日までに、当該施設の最寄りの事務所に記録を備え置くこと。
- (2) 記録は、備え置いた日から起算して3年間備え置き、閲覧に供すること。
- (3) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由 (営業時間外、休業日など) なしに閲覧を拒まないこと。

2 焼却施設に係る記録項目

項目	記録する事項
処分した産業廃棄物の種類及び数量	廃棄物の各月ごとの数量
燃焼中の燃焼ガスの温度 集じん機に流入する燃焼ガスの温度 排ガス中の一酸化炭素濃度 焼成炉中の温度	測定位置 測定結果取得日 測定結果
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去年月日 (除去を行った日の属する月の翌月末日まで)
排ガス中のダイオキシン類の濃度【年1回以上】 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度 (硫黄酸化物, ばいじん, 塩化水素, 窒素酸化物に係るもの)【6月に1回以上】 排ガス中のPCB濃度【6月に1回以上】※ 放流水中のPCB含有量, ノルマルヘキサン抽出物質含有量, 水素イオン濃度【6月に1回以上】※ ※ 廃PCB等, PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設に限る。	排ガス採取位置 排ガス採取年月日 測定結果取得日 測定結果

3 廃水銀等の硫化施設に係る記録項目

処分した廃水銀等の各月ごとの数量

4 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設に係る記録項目

項目	記録する事項
処分した廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の種類及び数量	廃棄物の各月ごとの数量
溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度 (直接, 溶融炉内の温度測定が可能であれば, その温度)	測定位置 測定結果取得日 測定結果及び推定される溶融炉内の温度
排ガス中の石綿の濃度【6月に1回以上】 必要な破碎を行う場合の集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度【6月に1回以上】	排ガス採取位置 排ガス採取年月日 測定結果取得日 測定結果
溶融処理生成物の基準適合状況【6月に1回以上】	試料採取位置 試料採取年月日 測定結果取得日

	測定結果
排ガス処理設備にたい積したばいじん及び集じん器にたい積した粉じんの除去	除去年月日

5 最終処分場に係る記録項目

項目	記録する事項
埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量	廃棄物の各月ごとの数量
周縁地下水の水質検査 放流水の水質検査 浸透水の水質検査	採取場所 採取年月日 測定結果取得日 測定結果
周縁地下水、放流水の水質検査結果、水質の悪化が認められた場合の措置 浸透水の水質基準に適合しなかった場合に講じた措置（安定型）	措置を講じた年月日 講じた措置の内容
残余の埋立容量【年1回以上】	測定年月日 測定結果
遮水工の点検	点検年月日 遮水効果低下により講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
擁壁、調整池、外周仕切設備、内周仕切設備の点検 覆い（遮断型）	点検年月日 損壊のおそれがあった場合に講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
浸出液処理設備の点検	点検年月日 異状が認められた場合に講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
防凍措置の点検	点検年月日 異状が認められた場合に講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
展開検査（安定型）	各月ごとの実施回数 安定型産業廃棄物以外の混入等が認められた年月日

(4) 維持管理情報の公開

① 対象となる廃棄物処理施設

- ア 産業廃棄物の焼却施設
- イ 廃水銀等の硫化施設
- ウ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- エ 廃PCB等若しくはPCB処理物の分解施設又はPCB汚染物若しくはPCB処理物の洗浄施設若しくは分離施設
- オ 産業廃棄物の最終処分場（いわゆるミニ処分場、旧処分場は対象外）

② 維持管理に関する情報の公表

維持管理情報は、情報を得た翌月末までに公表し、公表した日から3年後まで公表しなければなりません（施行規則第12条7の2、第12条7の3）。

公表方法は、原則としてインターネット上で行ってください。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合は、求めに応じてCD-ROMでの配布や、事業場で紙媒体による閲覧も可能です。

(5) 維持管理積立金の積立て

最終処分場設置者は、埋立処分終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、都道府県知事（政令市は市長）が通知する額の金銭を、維持管理積立金として積み立てなければなりません（法第 15 条の 2 の 4）。

(6) 事故時の措置

処理施設については、廃棄物処理法に基づく施設の技術上の基準及び維持管理基準その他の法令（労働安全衛生法、消防法等）に基づき、安全管理するよう義務付けられていますが、予測しがたい事故が発生した場合の対処方法について、環境省は「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成 18 年 12 月）を策定し、事故発生時における適切な対応のあり方、緊急連絡のあり方、関係機関への報告、事故後の対応、従業員への教育・訓練など、事故の対応に関するマニュアルを策定する際の内容及び留意点を提示しています。また、図表69に掲げる特定処理施設設置者は、生活環境保全上の支障が生ずるような事故が発生した場合、直ちに応急措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（法第 21 条の 2）。また、措置を講じた年月日、措置内容について、維持管理情報に記録する義務があります。（施行規則第 12 条の 6）

図表 69 特定処理施設（施行令第 24 条、施行規則第 18 条）

- ① 法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設（許可対象施設、P78図表66）
- ② 焼却設備（処理能力 50kg/時以上又は火床面積 0.5 m²以上のもの）
- ③ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備又は固形燃料化設備、メタン回収設備（いずれも処理能力 1 t/日以上のもの）
- ④ 廃油の蒸留設備、特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの中和設備（いずれも処理能力 1 m³/日以上のもの）

(7) 最終処分場の適正な維持管理の確保

① 維持管理積立金の積立て義務違反

維持管理積立金の積立てをしていない場合、都道府県知事は施設に係る法第 15 条第 1 項の許可を取消することができます（法第 15 条の 3 第 2 項）。

② 施設許可を取消された場合

許可の取消後も、許可を取消された者又はその承継人は、廃止確認を受けるまでの間は設置者とみなされ、管理義務があります。

具体的には定期検査の受検、維持管理記録の遵守、維持管理計画と維持管理情報の公表、維持管理情報の記録及び閲覧、周辺地域への配慮、技術管理者の配置、事故時の措置の義務を負うとともに、改善命令、報告徴収及び立ち入り検査の対象となります。

③ 維持管理積立金の取戻し

最終処分場の設置者、設置者であった者若しくはその承継人は、維持管理積立金を取り戻すことができます（法第 15 条の 2 の 4）。

④ 行政代執行に係る維持管理積立金の取戻し

最終処分場に係る生活環境保全上の支障の除去等のために行政代執行を行った際は、都道府県知事は、当該維持管理の費用に充てるため、維持管理積立金を取り戻すことができます（法第 19

条の8第6項)。

⑤ 経過措置

維持管理積立金の積立て義務違反による施設許可の取消しは、平成 23 年 4 月 1 日以降に積立てられるべき維持管理積立金の積立て義務違反にのみ適用されます。

8 熱回収施設

(1) 熱回収施設設置者認定制度

産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事の認定を受けることができます(法第 15 条の3の3第1項)。

(2) 対象施設

次の基準に適合する必要があります。

- ① 施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの式により算定した年間の熱回収率が10%以上であること。
- ② 燃料の投入による発熱量が全熱量の30%を超えないこと。
- ③ 設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(3) 認定の更新

熱回収施設の認定は、5年ごとに更新しなければなりません。

なお、熱回収施設の認定を受けている場合、法第 15 条の2の2で規定されている定期検査の受検義務はありません。